

- 田山恵子（持分 6480 分の 1）  
居所不明  
ただし住民票上の住所  
熊本県熊本市月出二丁目3番4 - 405号
  - 田山健蔵（持分 6480 分の 1）  
居所不明  
ただし住民票上の住所  
熊本県熊本市黒髪六丁目15番1号
  - 田山誠（持分 3240 分の 1）  
兵庫県神戸市北区鹿の子台南町三丁目20番22号
  - 石田喜代美（持分 3240 分の 1）  
福井県鯖江市糺町第40号19番地1
  - 木下芳子（持分 3600 分の 1）  
大阪府富田林市若松町四丁目20番3号
  - 木下裕二（持分 3600 分の 1）  
大阪府大阪市天王寺区北河堀町7番16 - 2014号
- 又は  
国土交通省（持分 9450 分の 59）  
上記代表者 国土交通大臣 北側一雄  
東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成17年5月31日

熊本県収用委員会公告第33号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成17年6月13日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積  
(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地  
土地の所在 熊本県球磨郡五木村乙

字	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
高野	600番3	公衆用道 路	公衆用道路	24	53.52	53.52
高野	648番3	公衆用道 路	公衆用道路	39	23.27	23.27

(2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地

- なし
- 4 土地所有者の氏名及び住所  
国土交通省（持分 135 分の 134）  
上記代表者 国土交通大臣 北側一雄  
東京都千代田区霞が関二丁目1番3号  
不明 ただし  
登記名義人  
田山恵子（持分 1296 分の 1）  
居所不明  
ただし住民票上の住所  
熊本県熊本市月出二丁目3番4 - 405号
- 田山健蔵（持分 1296 分の 1）  
居所不明  
ただし住民票上の住所  
熊本県熊本市黒髪六丁目15番1号
- 田山誠（持分 648 分の 1）  
兵庫県神戸市北区鹿の子台南町三丁目20番22号
- 石田喜代美（持分 648 分の 1）  
福井県鯖江市糺町第40号19番地1
- 木下芳子（持分 720 分の 1）  
大阪府富田林市若松町四丁目20番3号

- 木下裕二（持分 720 分の 1）  
 大阪府大阪市天王寺区北河堀町 7 番 16 - 2014 号  
 又は  
 国土交通省（持分 135 分の 1）  
 上記代表者 国土交通大臣 北側一雄  
 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
 な し
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
 平成 17 年 5 月 31 日

**熊本県収用委員会公告第 34 号**

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 17 年 6 月 13 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣  
 2 事業の種類 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事  
 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積  
 (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地  
 土地の所在 熊本県球磨郡五木村乙

字	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
高野	652 番 6	公衆用道 路	公衆用道路	56	111.15	111.15

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地  
 な し

- 4 土地所有者の氏名及び住所  
 国土交通省（持分 36 分の 35）  
 上記代表者 国土交通大臣 北側一雄  
 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号  
 不明 ただし  
 登記名義人  
 高岡孝（持分 36 分の 1）  
 熊本県上益城郡御船町大字辺田見 1362 番地 1  
 又は  
 国土交通省（持分 36 分の 1）  
 上記代表者 国土交通大臣 北側一雄  
 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
 な し
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
 平成 17 年 5 月 31 日

**熊本県収用委員会公告第 35 号**

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 17 年 6 月 13 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣  
 2 事業の種類 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事  
 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積  
 (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地  
 土地の所在 熊本県球磨郡五木村乙

字	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
高野	634 番 2	公衆用道 路	公衆用道路	6.61	77.14	77.14
高野	637 番 2	公衆用道 路	公衆用道路	3.30	47.07	47.07

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地  
なし
- 4 土地所有者の氏名及び住所  
国土交通省（持分 12 分の 5）  
上記代表者 国土交通大臣 北側一雄  
東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号  
不明 ただし  
登記名義人  
池田公代（持分 18 分の 7）  
熊本県熊本市田崎一丁目 3 番 60 - 202 号  
早田龍哉（持分 36 分の 7）  
居所不明  
ただし住民票上の住所  
大阪府大阪市中央区島之内一丁目 4 番 29 - 603 号森川龍太郎方  
又は  
国土交通省（持分 12 分の 7）  
上記代表者 国土交通大臣 北側一雄  
東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成 17 年 5 月 31 日

**熊本県収用委員会公告第 36 号**

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 17 年 6 月 13 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類  
一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積  
(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地  
土地の所在 熊本県球磨郡五木村乙

字	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
高野	618 番 1	公衆用道 路	公衆用道路	182	181.19	181.19

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地  
なし
- 4 土地所有者の氏名及び住所  
国土交通省（持分 40 分の 39）  
上記代表者 国土交通大臣 北側一雄  
東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号  
不明 ただし  
登記名義人  
宮本まゆみ（持分 40 分の 1）  
熊本県菊池郡合志町大字幾久富 1909 番地 749 雇用促進住宅 1 棟 204 号  
又は  
国土交通省（持分 40 分の 1）  
上記代表者 国土交通大臣 北側一雄  
東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成 17 年 5 月 31 日

**熊本県収用委員会公告第 37 号**

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 17 年 6 月 13 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類